この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ 収	、、 《受印 `_																					[1	/	2]
令和	1 年	月	日		住所	又に		所	(〒 7 ⊗ (法人	-	_	-	,												
				申	主たの	店 る 事 新	又	は所地	広島	市安	佐南	区上:	安 5 ——	- 2	<u>!</u> - '		5番号	를 0	829		30		- 62	225)
					 納	がる税	,	地	(〒7	-		-		- 2	<u>!</u> - '	1 0									
				請	(7	リカ	j ナ)	- 1-	```_`` ©	カス゛	<u> </u>					(電話	括番号	<u></u> → 0	829	_	30	-	- 62	225)
					氏 名	又に	ま 名		_	和	Ξ														
				者	(法)		j ナ) 坦 今	ŀ																	
	広島北	_ 税務	署長殿	t l	代表	-		· / I																	
							番	号																	
公表 1 2 な	されま 申請者 法人(よ、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名 ない社 び 2 の	称 団等を ほか、	事項 (② を除る を を を を を を を を を を を を を を を を を る も る も)にあ 号及で	かって <i>l</i> が登録 ^仏	ま、 军月	本店 3 日 が 2	スは主 公表 さ	こたる これま	事務す。	所の	所有	王地									°, — ₹	ジで
(平成2 ※ 当	8年法律 該申請	津第15 青書は	号) 、所 ²	 求書発 第5条 得税法等 日以前	の規定	 定によ −部を	るi 改i	改正後 Eする	後の消 の法律	肖費和	兑法:	第 57	条(カ2	第 2	項(の規	定に	こよ	り申	計	しま	す。	
,					期間の							場合	·は令	介和	5年	E 6)	∄ 30	日)	ま、	でに	<i>_ 0</i>	申詞	清書	を携	是出
					この!	申請書	を提出で						る事	業者	音の区	公分に				-	と付し	して <	ださ	٠ ١ / ٢	
事	業	者	区	分	※ 次第		录要件の 図」欄も)確言	認」 欄		まして	くだ					事業	者に		する:		には、	. 次3	集 「 🤅	免税
判定はついなか	により 令和 申請書 ったこ	月31日 課税事業 年6月3 を提出す とにつき は、その	養者とた 0日) a ることを を困難な	なまがな 場にき情																					
税	理	士	署	名		上法人 士	長谷	·	会計							(雷言	5番号	÷ ()82	_	27:	2 -	- 58	368)
※ 税	整理番号				部門 番号		申請	青年	三月日	1		年		FI .	F	通	信	i	月 手	作 月		印	確認		
務署処		処 理		年		月	番号確認				 身元 確認		 済 未済		確認書類		.番号2)他(カード	*/通9 	37分一	ド・週	転免	并証) 	l	
理欄	登 録	番号	Т											!									1	I	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 西田 和三	
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。	
免税	□ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなります。	去律
事	個人番号	<u></u>
業	事 生年月日(個	日
者	中 大 大 大 大 大 大 上 カ 日<	円
の	等事業内容	
確		日 31日
認	ようとする事業者 令和 年 月	日
登録要	課税事業者です。 ※ この申請書を提出する時点において、免税事業者であっても、「免税事業者 の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してください。	え
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。 (「いいえ」の場合は、次の質問にも答えてください。)	え
確認	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して 口 はい 口 いい	<u></u>
参		
考		
事		
項		